除外の要件について

下記の１～６の要件全てを満たしているか

　要件１

農用地等以外にすることが必要かつ適当（緊急性がある、他法令の許可見込みがある）で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

　要件２

農業上の効率的（農地の集団性など）かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

　要件３

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

　要件４

土地改良施設の機能（水路、農道など）に支障を及ぼすおそれがないこと。

　要件５

農業生産基盤整備事業（土地改良事業）完了後8年を経過していること。

　要件６

地域計画の達成に支障がないこと。